

法学委員会分科会の設置について

分科会等名： 「大震災後の安全安心な社会構築と法」 分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会				
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員				
3	設置目的	3.11の大震災後の日本社会は、被災地域における速やかな復興という課題と同時に、今後、想定される大災害に備える安全なまちづくりと、災害の被害を最小限に抑さえ人々が安心して暮らすことができるセーフティネットを組み込んだ社会の構築が強く求められている。このような防災と減災の両方の視点から大震災後の安全な社会構築をするための法のあり方について、多方面の法学分野（憲法、行政法、労働法、社会保障法、国際法、法社会学、比較法学等基礎法）から検討を行う。				
4	審議事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 憲法の生存権、環境権とのかかわり 2. 国と地方との関係、地方自治のあり方 3. 地域における土地利用計画、制限のあり方 4. 雇用分野でのセーフティネット 5. 持続可能な社会保障制度の構築 6. 国際社会に対する日本の使命 7. 安全を守るための民間での取り組みを支える法システム 8. コミュニティの再生・共生と男女共同参画などに係る審議に関する事 				
5	設置期間	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">時限設置</td> <td>平成23年10月28日～平成26年3月31日</td> </tr> <tr> <td>常設</td> <td></td> </tr> </table>	時限設置	平成23年10月28日～平成26年3月31日	常設	
時限設置	平成23年10月28日～平成26年3月31日					
常設						
6	備考					